

新最終処分場基本計画策定等業務委託

仕様書

蒲郡市

第1章 総則

1 委託の目的

本業務は、蒲州市における新最終処分場の建設候補地において、地質調査（第四紀断層調査）を行い、最終処分場の施設整備基本計画を策定することを目的とする。

2 委託名称

新最終処分場基本計画策定等業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日までとする。

4 書類の提出

- (1) 受託者は、業務の着手前に、業務計画書を提出し発注者の承認を得なければならない。
- (2) 提出する書類等の詳細な規格は、発注者の指示又は協議によるものとする。

5 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、廃棄物最終処分場の計画、設計、監理等に専門的知識及び経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置し、迅速で正確な業務を執行しなければならない。
 - ① 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門－衛生工学 廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）、又は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）の資格を有し、最終処分場の基本計画業務を管理技術者として実施した実績を有する者とする。
 - ② 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門－衛生工学 廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）、又は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）の資格を有する者とする。
 - ③ 地質調査（第四紀断層調査）の担当技術者は、技術士（総合技術監理部門－応用理学地質）、又は、技術士（応用理学部門－地質）の資格を有する者とする。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたって打ち合わせ、協議等を実施した場合、その内容を協議記録にまとめ、発注者に提出しなければならない。

6 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を発注者の許可無く第三者に洩らしてはならない。

7 資料の貸与と返却

発注者は、本業務の遂行に必要な資料を貸与するものとする。資料の貸与にあたっては、受託者は発注者が指示する様式を以て、資料借用書を提出しなければならない。また、受託者は、当該資料が不要となった場合、又は業務完了後は速やかに返却しなけれ

ばならない。

8 立ち入りの制限

受託者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合、発注者の許可を得なければならない。

9 検査

本業務は、発注者が実施する検査の合格をもって完了とする。なお、検査完了後、業務報告等の成果に明らかな誤りが発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

10 疑義

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、速やかに発注者へ報告し、発注者・受託者協議のうえ決定するものとする。なお、軽微であると判断される事項は、発注者の指示によるものとする。

11 打合せ協議

業務を円滑に実施するために、発注者と常に密な連絡を取り、業務着手時、中間時3回、成果品納入時の計5回の打合せ協議を行うものとする。

12 準拠すべき基準等

本業務の検討は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、その他本業務に係る関係法令、基準等に準拠して実施すること。

13 提出図書

作成する図書等の規格の詳細については、発注者と協議のうえ決定する。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 新最終処分場基本計画報告書 | 3部 |
| (2) 地質調査（第四紀断層調査）報告書 | 3部 |
| (3) 報告書及び資料一式に係るCD-ROM | 1部 |
| (4) 打合せ記録簿 | 1部 |

第2章 新最終処分場基本計画

本業務は新最終処分場の配置と基本構造を決定し、事業実施の具体的な手順と工程、必要な資金、建設期間、埋立期間その他設計段階で処理すべき課題等をまとめた基本計画を策定するものである。

1 基本的事項の整理

既存資料に基づいて、新最終処分場整備に係る基本的事項を整理する。

- (1) 整備の基本方針
- (2) 計画目標年次
- (3) 埋立対象物
- (4) 計画埋立処分容量

2 建設予定地の現地調査

既存資料に基づいて、現地調査を行い、建設予定地の現況や周辺の土地利用状況、道路状況、各種法的規制状況（建築的、都市計画的条件含む）について確認し整理する。

3 建設予定地の地形・地質の調査

建設予定地及び周辺について、既存資料の収集・解析及び現地調査を行い、建設予定地の地形・地質の概要を整理する。

- (1) 地形
- (2) 水文地質構造
- (3) 地下水の分布形態
- (4) 利水状況
- (5) 地形、水文・地質構造からみた最終処分場整備の留意点

4 環境保全計画の検討

最終処分場の立地する地域の環境基準、自然環境の概況を把握した上で、下記に示す最終処分場計画の策定にあたって遵守すべき基準、ならびに環境保全目標を検討する。

- (1) 水質、騒音・振動、悪臭、大気、土壤汚染等の環境基準
- (2) 周辺自然環境の概況
- (3) 周辺土地利用、水利用等の状況
- (4) 開発に係る土地利用規制状況

5 施設基本計画

(1) 全体施設配置計画

計画埋立容量の埋め立てが可能な埋立形状、搬入道路計画、浸出水処理施設の位置等を

検討し、全体施設配置計画を立案する。

(2) 貯留構造物・造成整地計画

造成整地計画については、計画地の地形、地質等の立地条件と埋立形状、設計基準などを勘案し、基本的な造成形状を決定する。また、貯留構造物についても、計画地の地形、地質等の立地条件や計画埋立形状を勘案し、貯留構造物の基本構造を検討する。

(3) 地下水集排水施設計画

最終処分場周辺からの地下水の状況を勘案し、遮水工への揚圧力軽減や遮水工モニタリング施設として位置付けられる地下水集排水施設について排水ルートを検討し、必要な規模、構造を検討する。

(4) 遮水工計画

埋立地内で発生する浸出水の埋立地外への流出防止のための遮水工について、埋立地形状、基礎地盤の性状等を勘案し、材質、構造等を検討する。

また、万一、遮水工が損傷した場合、周辺環境の保全の観点から、漏水を迅速に検知できる方法を検討するとともに、その後の対応の方法等についても整理する。

(5) 浸出水集排水施設計画

埋立地内で発生する浸出水を有効に集め、速やかに排水可能な排水ルートを検討し、構造を検討する。

(6) 埋立ガス処理施設計画

埋立廃棄物をできるだけ好氣的雰囲気には、埋立廃棄物の分解安定化を促進するために必要となる埋立ガス処理施設の配置と規模を検討する。

(7) 浸出水処理施設計画

① 施設規模の決定

埋立地内に貯水が生じないことを原則として、経済性、維持管理性を考慮し、年間の水量変動を考慮し安定した水処理施設の運転が行える計画処理能力及び調整容量を検討する。

② 計画流入水質の設定

計画流入水質は、受入廃棄物を勘案して、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」や他施設の事例から設定する。

③ 計画処理水質の設定

計画処理水質は、排水基準、下水道放流基準、地元協定、上乘せ基準、土地利用状況等を勘案して設定する。処理水を公共用水域に放流せず、散水のために循環利用する場合は、他施設の事例も勘案して設定する。

④ 浸出水処理フローの選定

計画流入水質を計画処理水質まで処理するための、処理フローを検討する。

(8) 雨水集排水施設計画

最終処分場周辺からの雨水流入を抑制・防止する雨水集排水施設（防災調整池含む）のルートを検討し、構造を検討する。

(9) 道路計画

廃棄物運搬車両及び管理車両の通行の用に供する搬入道路、場内道路、その他必要な道路としてのルートを検討し、規格、構造等を検討する。

(10) 防災計画

最終処分場建設に伴い必要となる沈砂池、防災調整池等の防災施設を検討する。

(11) 管理棟計画

搬入管理のために設置する計量設備等の機器、管理人員の事務所、会議室等の確保に必要な面積を算定し、管理棟の建築計画を検討する。

(12) 付帯施設計画

洗車設備、飛散防止設備、門扉・囲障、防火設備等、その他必要な施設の検討を行う。

(13) モニタリング施設計画

水文地質構造に基づいて、地下水汚染をモニタリングするための地下水観測井の配置、数量、構造等を検討する。

(14) 跡地利用計画

最終処分場が立地する周辺の土地利用の状況を確認し、土地利用ニーズを把握した上で、周辺環境に合致する最終処分場の跡地利用について検討する。

6 事業全体スケジュールの検討

施設基本計画の検討結果を踏まえ、本事業の全体スケジュールの検討を行う。

7 概算事業費の算定

施設基本計画に基づき、概算の建設費を算定する。

8 事業方式の検討

一般廃棄物最終処分場を整備・運営するための事業・発注形態について検討を行う。

(1) 施設整備における発注形態の検討

(2) 従来方式による施設整備・運営手法の整理と課題の抽出。

(3) 民間活力の導入による施設整備・運営手法の整理と課題の抽出

(4) 本事業への適用可能性の検討

9 報告書のとりまとめ

各種検討結果を基本計画報告書としてとりまとめる。

第3章 地質調査（第四紀断層調査）業務

本業務は、主に新最終処分場建設候補地付近に所在が推定される活断層の最終処分場への影響を把握し、建設候補地における新最終処分場の造成に対する安全性等を報告することを目的とするものである。

1 第四紀断層調査（一次調査その1）

(1) 文献調査

公表されている各種論文や技術資料等を収集し、最終処分場予定箇所を中心に半径10 km以内に位置する文献断層を整理する。整理の結果は、縮尺1/100,000程度の文献断層分布図（成果図1）ならびに文献断層一覧表としてとりまとめる。また、同じく最終処分場予定箇所を中心に半径10 km以内の地質集成図（成果図3）を作成する。

(2) 地形学的調査

最終処分場予定地を中心に半径10 km以内の範囲で空中写真判読を行う。空中写真は縮尺1/20,000～1/10,000のものを用い、判読は「活断層地形要素判読マニュアル」等を参考に行うものとする。判読の結果は、縮尺1/25,000程度の地形判読図（成果図2）ならびに抽出した線状模様の根拠等を整理した要約表としてとりまとめる。

(3) 総合判定

文献調査により整理された文献断層と地形学的調査により抽出された線状模様との対比を行い、一次調査（その2）の実施の必要性について総合的な評価を行う。評価の結果は第四紀断層関連調査図（成果図5）ならびに対比結果の要約表としてとりまとめる。

2 有識者ヒアリング

第四紀断層調査の結果について、有識者にヒアリングを行い、意見を聴取する。